

多くは箇条書きで簡潔にまとめられている。 マネジメントシステムや遵守事項との連携も

既存のノウハウが集約された 規格やガイドライン

CSRに取り組むうえで、既存のノウハウを集約した規格やガイドラインは参考にする価値がある。低コストでCSRに対応するためのノウハウやヒントを提供してくれるからだ。CSR規格やガイドラインに関する取り組みは、国内外に数々あり、さまざまな書籍、報告書で紹介されている(*1)。現状では、決定版というものはない。既存の規格やガイドラインは、それだけでは、利用方法がわかりにくい部分もある。

ISO(国際標準化機構)は2004年6月、ストックホルムでの社会的責任に関する国際会議での討議を経て、ISOの第30回TMB(技術管理評議会)がSR(= Social Responsibility:社会的責任)について第三者認証を目的としないガイダンス規格の作成に着手することを決定した。同年10月には、NWIP(新規作業項目提案)の投票が開始され(締め切り=2005年1月7日)、いよいよSR規格の作成が始動している。ISO規格が発行されるまでには3年かかると予定されている。しかし、ISO/SR規格の発行を待つよりも、その議論の過程の情報も入手しながら、現状の規格やガイドラインなどの情報をベースに最低限の取り組みをおこなって、企業を強くすることも可能だ。筆者は、予想されるISOの社会

的責任規格の姿について私案の作成を進めており、近く発表する予定である。

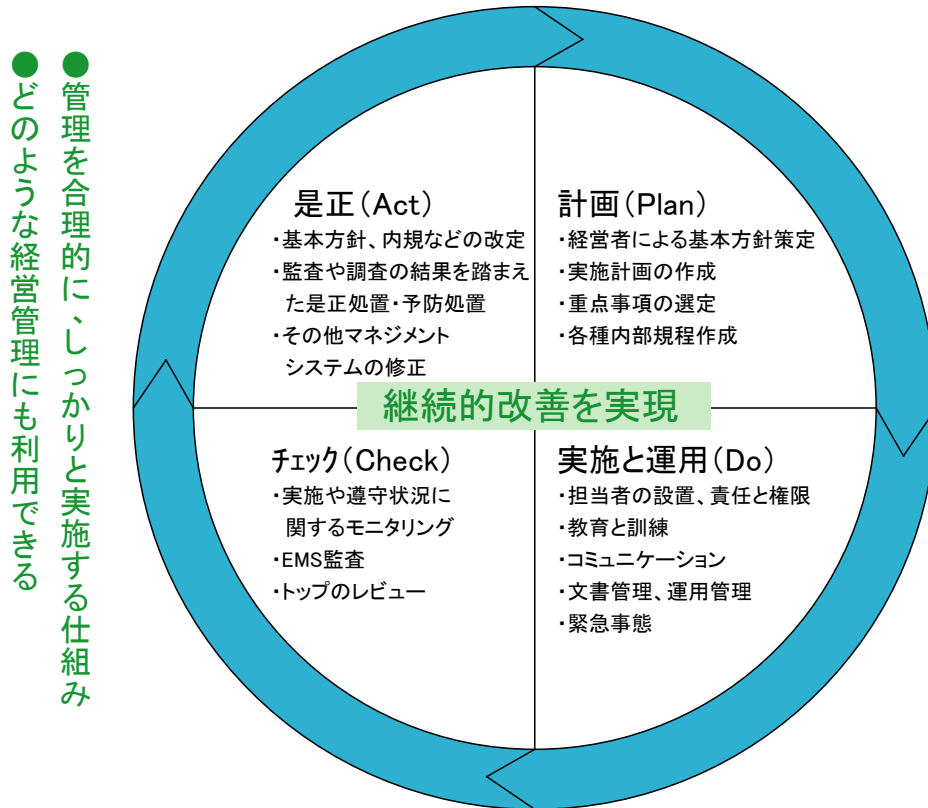
CSRの規格としては、国内では「ECS2000」(*2)という倫理・法令遵守マネジメントシステムの規格がある。実践するにあたっては解釈に注意が必要であるが、これを利用することが一つの選択肢である。大企業ではないが、これにもとづいてマネジメントシステムを構築している例がある。

P→D→C→Aの マネジメントサイクルを包含する

CSR規格の一般的な特徴は、CSRというより多岐にわたるテーマについて、広い視野から包括的に管理をおこなうことを目的としており、その管理方法が箇条書きで、かつ多くの場合簡潔にまとめられていることである。

CSR関連の規格やガイドラインは、通常マネジメントシステムに関する内容を含んでいる。マネジメントシステムとは、図のように、P(Plan:計画)→D(Do:実施)→C(Check:チェック)→A(Act:是正)のマネジメントサイクルによって管理する仕組みである。これら4つのステップをひと言で言うと、「やりっぱなしでなく、しっかりフォローして確実な実施をめざしていく」ということである。

図 マネジメントシステム規格の特徴



マネジメントシステム規格の重要な特徴としては、「××法の遵守」といった具体的な遵守事項は記載されず、自ら取り組む事項を洗い出すことができる柔軟性をもっていることである。作成が決定されたISOの社会的責任規格では、これだけではなく、社会的責任に関する成果、実績(パフォーマンス)の確保にも力を入れる予定となっている。実際の遵守条項を守るべし、というような形でISOのガイダンス規格に盛り込むことは困難ではないかとみられる。

しかし、マネジメントシステムだけでは、CSRに関するパフォーマンス向上に役立たないという声も非政府組織(NGO)などを中心に強く、実際に遵守すべき事項(例:児童労働利用の禁止)を盛り込んでいる規格やガイドラインもある。また、ISOの社会的責任規格もパフォーマンスを重視するとの方向性までは決まっている。ただし、実際には遵守事項として盛り込むことは難しく、例示にとどまるのではないかとみられる。

多くは箇条書きで簡潔にまとめられている。 マネジメントシステムや遵守事項との連携も

CSRマネジメントシステムの 7つの要点

CSRに確実に取り組むためには通常、マネジメントシステムは不可欠であると考えられるが、マネジメントシステムの構築がとくに意義があるケースは以下のような場合である。

- ・ 法令違反や事故のリスクが大きいと感じているが十分な手が打てない。
- ・ 社内の管理体制が整っていないと感じている。
- ・ 顧客や社員の満足度が低い気がするが、なかなか改善できない。
- ・ 顧客からの、法令遵守や社会的責任への取り組み要請がある。
- ・ 業法の遵守、安全、環境、情報セキュリティなど、リスクの要因が多数あって管理の方法がわからない。
- ・ 安全などを差し置いて、環境マネジメントの認証だけに経営資源を投入して取り組むことに疑問を感じている

以下の表には、CSRに取り組むマネジメントシステムの要点が記載してある。これは、多くの規格に共通に記載されている最低限の仕組みであり、規格などを参照して全面的に採用しなくても、こうしたポイントを確実に実施することでCSRに取り組むことも可能だ。ただし、規格やガイドラインを参照すると、こうしたポイントにするより詳細な取り組み方法がわかる場合もあるだろう。

表 CSRのマネジメントシステムの要点

1. ステークホルダー(株主、顧客、従業員、取引先など)をリストアップしそれらの関心事を確認する
2. CSRに関連した既存のマネジメントシステムがある場合は、それらを統括したり、統合、活用したりできるかたちで、CSRの組織体制を位置づける
3. CSRに関連する事項(法令遵守関係)を洗い出し、1に配慮しながら、優先度の高いものを決める
4. 以上の1と2をふまえてCSRに関する基本方針および具体的な行動規範を策定する
5. 以上の3を実行するための遵守マニュアルや目標およびその実現計画を、必要に応じて作成する
6. 以上の3と4を社内に周知徹底し、定期的に遵守状況を確認し、問題があれば社内体制を修正する
7. 以上の1～5およびCSR関連のパフォーマンスつまり成果(ステークホルダーや自社にどう役立っているか)を毎年、評価し改善していく

CSRマネジメントシステムに対して、規格やガイドラインを使ってより本格的に取り組む方法としては、たとえば以下のようなものがある。

- ・ ISO 14001に基づいて全社的に環境マネジメントシステムを構築し、その洗い出しのなかに環境以外の安全やコンプライアンスの要素を含めて管理していく。
- ・ ECS2000などの既存の規格やガイドラインを参考にし、規格に沿ってマネジメントシステムを構築する
- ・ 今後作成されるISOの社会的責任規格の姿に関する情報を収集し、参考とする。

ただし、以上のようなマネジメントシステムは、形式的な導入だけでは機能しない。CSRが事業活動にとって不可欠だということが、費用対効果などの分析などによって、明確に経営者から従業員や株主などのステークホルダーまで自覚され、それによって、CSRの担当者が社内で適正に評価されていくことが必要である。これについては、本サイトの筆者記事「中小企業とCSR」(*3)の「図表3 成功・機能するCSR経営の好循環構造」を参照されたい。

(本稿は筆者の個人的見解です)

(脚注)

*1.たとえば、

・経済産業省『企業の社会的責任(CSR)に関する懇談会 中間報告書』(2004年9月)

http://www.meti.go.jp/policy/economic_industrial/press/0005570

森哲郎「CSR規格化の動向」

「CSRマネジメント規格・ガイドライン」

(KPMGビジネスアシュアランス編『CSRと内部統制』=別冊商事法務278(商事法務2004年10月)

*2.[http://www.rbec.org/thesis/](http://www.rbec.org/thesis/ECS2000J.pdf)

ECS2000J .pdf (PDF)

*3.<http://www.nikkei.co.jp/csr/think/item/thnk04.html>

森 哲郎

(もり てつろう)

CEAR登録主任環境審査員。東洋経済新報社勤務を経て、株式会社KPMG審査登録機構に入社。ISO 14001の審査のほか、環境/社会報告書などCSR関連の業務に従事。主な著書に『ISO社会的責任(SR)規格はこうなる』(日科技連出版社)、『ECS2000 このように倫理法令遵守マネジメント・システムを構築する』(日科技連出版社=共著)、『CSR入門講座 第2巻 推進組織体制を構築する』(日本規格協会)など。2006年4月に独立。

